

8 環 境 部

環境保全

1 吹田市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として「吹田市環境基本条例」を制定し平成9年(1997年)4月1日から施行している。

この条例は、前文のほか4章26条により構成される環境の保全及び創造に関する基本条例であり、良好な環境の確保と将来の市民への継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、人間と自然との共生、身近な地域における地球環境保全の推進といった4つの基本理念のほか、市、事業者、市民それぞれの責務や市が行う基本的な施策について定めている。

また、同条例に基づき、「第2次環境基本計画」を平成21年(2009年)3月に策定している。

2 環境影響評価制度

環境に著しい影響をもたらす可能性のある一定規模以上の事業に対し、その事業の実施に先立って、地域の環境を十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を公表して住民等の意見を聴き、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進するために、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し平成10年(1998年)10月1日から施行している。

3 中高層建築物の日照障害等の指導要領

中高層建築物の建築に係る日照、電波障害等に関する紛争の予防について、建築計画の周知手続その他必要な事項を定めることにより、地域住民の住環境を安全かつ良好に維持することを目的に平成23年(2011年)3月29日から施行している。

4 吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例

「吹田市環境の保全等に関する条例」及び「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により紛争の予防に努めているが、関係住民と建築主との主張が折り合わず紛争となるケースが増えてきている。

このような現状を踏まえ、行政として当事者間に入ることにより紛争の調整を図り、良好な近隣関係と生活環境の保持に資することを目的として「吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」を制定し、平成8年(1996年)7月1日から施行している。

紛争調整は、関係住民と建築主との話し合いの場を設け、建築紛争相談員が調整する「あっせん」と法律・建築・環境の分野に学識経験を有する者からなる建築紛争調停委員会が行う「調停」がある。

中高層建物による紛争調整状況等

年 度	標識設置等件数	紛 争 件 数	あっせん・調停件数	解 決 件 数		未解決件数
				当年度分	過年度分	
平成 21(2009)	37	5	(0)	4	1	1
” 22(2010)	49	10	(0)	7	3	0
” 23(2011)	47	8	(2)	8	0	0

5 違法屋外広告物の撤去

違法屋外広告物は街の美観を害し、一般交通に支障を来すものとして、生活環境を保全するため、昭和58年(1983年)5月に吹田市、大阪府茨木土木事務所、吹田警察署、関西電力㈱北摂営業所、西日本電信電話㈱大阪支店の協力のもとに「吹田市違法屋外広告物撤去促進連絡会」を設置し、毎月1回市内の違法屋外広告物の撤去を実施している。

平成16年(2004年)2月には、「三島地域違法屋外広告物等対策協議会」が設置され、三島地域において違法に掲出された屋外広告物等に関して、大阪府、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の関係機関が相互に連携し掲出の抑止及び迅速な除去等の対策を行い、安全で美しいまちづくりに資するよう努めている。

また、同年4月には吹田市違法簡易広告物撤去活動員制度に関する要領を施行し、平成24年(2012年)3月末現在、11団体によりボランティアで違法簡易広告物の撤去活動に取り組んでいる。

6 ポイ捨て等の防止

平成11年(1999年)3月に「吹田市環境美化に関する条例」を制定し、ポイ捨て等の防止に努めている。また、地下鉄江坂駅周辺及びJR吹田駅周辺、阪急北千里駅周辺を環境美化推進重点地区に指定し、一層の環境美化の促進を図っている。

さらに、たばこの吸い殻のポイ捨てを特に防止するため、平成16年(2004年)12月に同条例を改正して喫煙禁止地区の条項を設け、平成17年(2005年)4月から地下鉄江坂駅周辺を、平成19年(2007年)3月からJR吹田駅周辺を、平成20年(2008年)12月から阪急北千里駅周辺を喫煙禁止地区に指定している。

7 空地の適正管理

「吹田市環境の保全等に関する条例」第21条で空地所有者に対し、その空地内の雑草等により近隣住民の生活環境が損なわれないように適正に管理することを義務付けているが、いまだ十分に管理されていないところがあり、電話並びに文書により適正に管理するよう指導している。

区分 \ 年度	苦情等の件数	処理された件数
平成 21 (2009)	88	75
〃 22 (2010)	87	70
〃 23 (2011)	102	84

8 環境教育

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、地球環境及び地域環境の保全活動に積極的に参加するなどの実践的な能力・態度を育てるため、平成8年(1996年)から市民、事業者、学校、行政の協力関係を深め、環境保全活動を促進していく参加型事業として「すいた環境教育フェア」を実行委員会形式で運営し開催している。

また、環境教育の支援と地域における実践活動を継続的に促進するために、平成14年(2002年)11月から「すいたシニア環境大学」を運営している。シニア世代の方を対象に環境問題を広く学んでもらい、学校における環境教育をサポートし、地域・NPOにおける環境保全活動を実践する「環境(エコ)の語り部」を育成している(平成23年度(2011年度)末、合計253名)。

9 吹田市役所エコオフィスプラン

市自らが市内における一大消費活動を展開する事業者であるとの認識のもとに、今までのライフスタイル・価値観を見直し、環境に配慮した事務事業活動を率先して推進するために「吹田市役所エコオフィスプラン」(平成11年(1999年)10月策定・平成16年(2004年)4月改定・平成19年(2007年)4月改定・平成22年(2010年)4月改定・平成23年(2011年)4月改定)に基づき、省エネルギー・省資源やグリーン購入などの環境保全行動を展開している。

公害対策

1 公害の概要

本市における公害の状況は、自動車排出ガスによる大気汚染、道路交通騒音並びに近隣騒音などの都市・生活型公害が多いというのが特徴である。また、公害対策ばかりでなく自然環境の保全やより質の高い生活環境の創造が求められている。

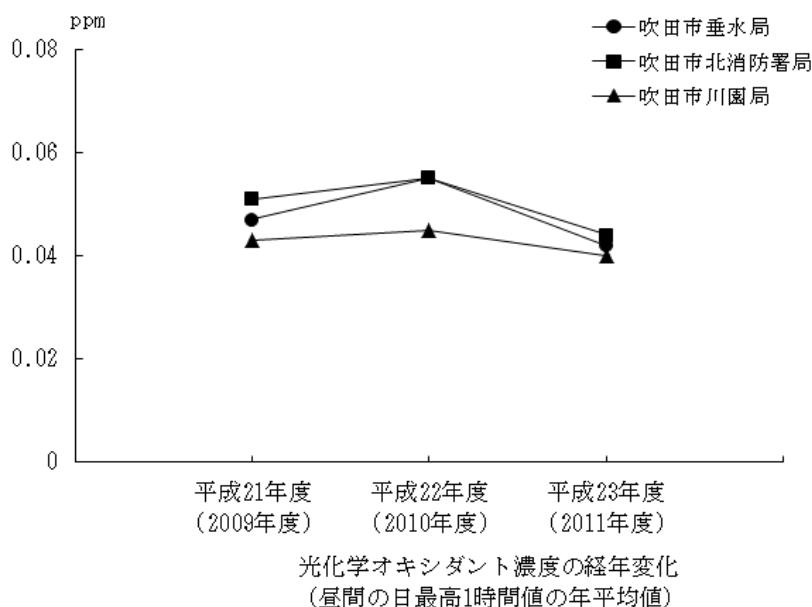
2 大気汚染

大気環境の常時監視は、一般環境測定局（以下、「一般局」という。）3局（吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局）と自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）1局（吹田簡易裁判所局）で実施している。吹田市北消防署局及び吹田簡易裁判所局では、月1回有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等）のモニタリングを実施している。

本市における平成23年度(2011年度)の大気汚染状況は、光化学オキシダントを除いては、経年的に見ると近年では改善傾向が見られる。

光化学オキシダントは、依然として高濃度で本市環境基本計画の目標（以下、「目標」という。）未達成となっているが、近年は横ばいの傾向を示しており、平成23年度(2011年度)は、やや減少した。

本市域における光化学スモッグの発令状況は、予報1回、注意報1回であった。

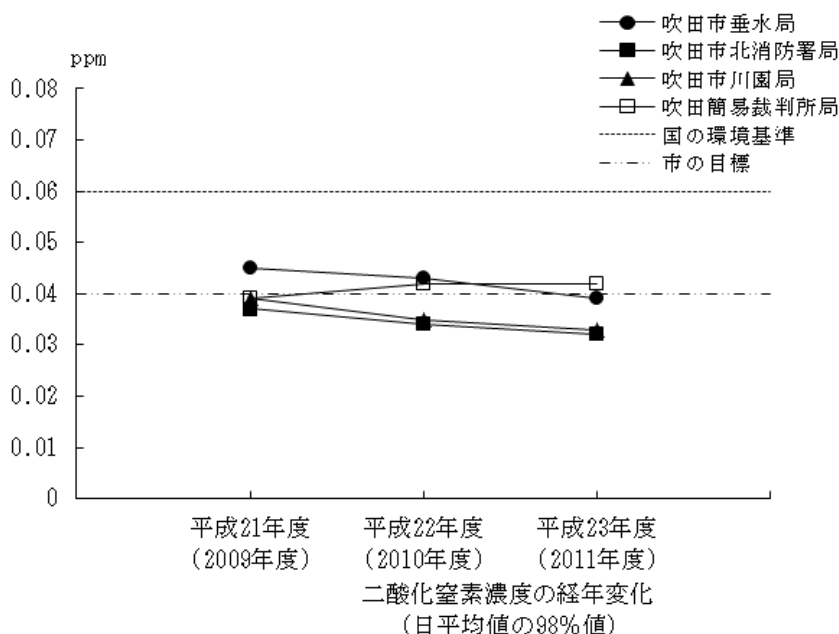


二酸化窒素については、一般局・自排局とも国の環境基準は全局で達成しているが、自排局の吹田簡易裁判所局のみ目標を達成できなかった。

窒素酸化物(NO_x)対策としては、固定発生源に対して大気汚染防止法による排出基準や窒素酸化物総量規制基準の遵守、燃料の良質化や低NO_x機器の採用を指導している。また、市内の届出工場・事業場からの窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量状況の把握のため、燃料使用量調査を実施し、より一層の窒素酸化物の排出量の低減を図っている。

一方、移動発生源の自動車排出ガスについても、大気汚染防止法により自動車排出ガス量の許容限度を定めて規制する「単体規制」が段階的に強化され、「自動車NO_x・PM法」により本市域を始めとする対策地域内のトラック・バス等が同法の排出基準を超える場合、その使用を制限する「車種規制」が行われている。また、大阪府の条例により本市域を始めとする府下の対策地域に乗り入れ発着するトラック・バス等について、「自動車NO_x・PM法」の排出基準を超える自動車の運行を規制する「流入車規制」が実施されている。

本市では、窒素酸化物や温室効果ガスの二酸化炭素を減らすエコドライブを推進するため、大阪府等と連携して駐停車中の自動車のアイドリング・ストップを啓発・指導している。また、毎月20日を「ノーマイカーデー」として、マイカー利用などの自粛を呼びかけている。



二酸化硫黄については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成している。

大気汚染防止法による排出基準、総量規制基準の遵守、SO_x総量規制に係る公害防止協定による排出量の遵守や使用燃料の低硫黄化などの措置により、硫黄酸化物の排出量の規制を図っている。

浮遊粒子状物質については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成しているが、黄砂による影響を受けている。

一酸化炭素については、自排局で測定しており、目標を達成している。

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成23年（2011年）6月から自排局で測定しており、目標を達成している。

有害大気汚染物質のうち、目標が定められているベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについては、一般局・自排局とも全ての項目で目標を達成している。

アスベストについては、建築物の解体時等における届出が34件あり、このうち大気汚染防止法に基づくものが31件、大阪府条例に基づくものが3件あった。また、平成23年度（2011年度）は、環境省から受託したアスベスト飛散防止に関するモデル事業や自主調査も含めて205件の立入調査を実施し、アスベスト飛散防止に努めている。

3 水質汚濁

平成23年度（2011年度）の水質汚濁の状況は、健康項目については河川・水路（14か所）、ため池（12か所）で目標を達成していた。生活環境項目については、河川・水路で生物化学的酸素要求量（BOD）の目標達成率は96.2%であった。また、ため池での化学的酸素要求量（COD）の目標達成率は、46.8%であった。

大規模工場・事業場の排水に対しては、BODに係る公害防止協定を締結し、さらにCOD総量規制や、富栄養化防止のため、窒素・リンの総量規制を実施している。

生活排水対策としては、講習会や街頭キャンペーン等を実施し、家庭でできる対策について、リーフレット「水とくらし」を配布するとともに、「市報すいた」などにより啓発を行っている。また、市民、販売事業者及び市で組織する「すいた水環境をよくする協議会」の活動を通して水環境保全事業を行っており、啓発をよりきめ細かく行うため、水環境保全アドバイザー2人と水環境保全スタッフ28人を委嘱し、広く水環境保全対策に取り組んでいる。

地下水質については、9地点で定期モニタリング調査を実施し、南吹田2丁目で1,2-ジクロロエチレン、岸部北3丁目でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン、岸部中1丁目でテトラクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン、片山町4丁目でテトラクロロエチレン、原町1丁目で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ目標値を超えていた。なお、南吹田2丁目及び岸部北3丁目の事業所内において、浄化対策が行われている。

また、井戸の概況調査を5か所で実施したところ、周辺地区調査の対象となる井戸は確認されなかった。

南吹田地域の地下水汚染については浄化目標の設定を行った。今後は、地下水汚染による地域住民の方々の不安解消、水道水源への汚染到達防止及び南吹田地域のまちづくりへの影響の低減を目的として、学識経験者による技術的な検討を踏まえ、効率的かつ実現可能な浄化対策計画案の作成に取り組む。

4 土壌汚染

平成23年度(2011年度)における土壌汚染対策法に基づく有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壌汚染状況調査結果報告は2件あったが、指定基準を超過する土壌汚染はなかった。また、3,000㎡以上の土地の形質変更時に提出される一定の規模以上の土地の形質の変更届出が18件あり、そのうち2件については、特定有害物質の使用等の履歴が確認されたため、土壌汚染状況調査が実施され、指定基準を超過する土壌汚染があった。このため、形質変更時要届出区域に指定した。

次に大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質使用届出施設等の廃止に伴う土壌汚染状況調査結果報告が1件あったが、指定基準を超過する土壌汚染はなかった。また、同条例に基づく3,000㎡以上の土地の形質変更時に実施される土地の利用履歴等調査結果報告が18件あり、そのうち2件については、ダイオキシン類の使用等の履歴が確認されたため、土壌汚染状況調査が実施されたが、指定基準を超過する土壌汚染はなかった。

5 騒音

平成23年度(2011年度)における一般環境騒音については、20地点で調査を実施し、そのうち、一日を通じて目標を達成していたのは、住居系地域16地点中15地点であった。一方、沿道環境における道路交通騒音については、名神高速道路、国道423号、府道大阪中央環状線等18路線28地点についての調査を実施した。そのうち、一日を通じて目標を達成していたのは、5地点であった。今後とも自動車騒音については、道路構造の改良、交通規制の強化、自動車の使用自粛を啓発する等、施策の推進が必要である。

航空機騒音については、平成23年度(2011年度)は着陸コース下の1地点について通常発着時の調査をしたところ、目標を達成していた。しかし、年間数%と頻度は少ないものの逆発着時の場合は本市上空における飛行高度が低くなり騒音が高くなることから、本市も参画している大阪国際空港周辺都市対策協議会(11市協)を通じて、国に対して逆発着時の騒音軽減のための対策を要望している。

鉄軌道騒音については、JR沿線(南吹田)及び阪急沿線(古江台・寿町・南朱雀)4地点で実施したところ、運行速度の速い地点で比較的騒音レベルの高い状況が見られる。

その他一般家庭で使用するクーラーや楽器などから発生する生活騒音については、市報すいた等でその防止に努めるよう啓発を行っている。

6 バイオテクノロジーに関する安全対策

平成23年（2011年）4月1日から「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の一部を改正した「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」を施行し、屋外における遺伝子組換え生物等の使用等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設にも対象を広げ、事業者の安全管理体制の整備や安全管理に関する情報の発信等の規定を新たに定めることにより、これらの施設に関して更なる市民の安心安全の確保に努めている。

また、同条例及び各事業者と締結した協定に基づいて、各事業者からの届出により実態把握に努め、施設の安全管理に関する情報を事業者自らが発信していることを確認するとともに、平成23年度（2011年度）は延べ26回の立入調査により、安全管理体制の整備状況等を確認した結果、環境安全上問題はなかった。

7 ダイオキシン類

平成23年度（2011年度）のダイオキシン類環境調査において、大気については、一般局3局（吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局）と自排局1局（吹田簡易裁判所局）で、5月・8月・10月・1月に調査し、全局とも目標を達成していた。水質については、河川・水路6か所（うち1か所は大阪府調査）で調査を行い全ての地点で目標を達成していた。土壌については、1か所を調査し目標を達成していた。

ダイオキシン類対策としては、ダイオキシン類対策特別措置法や大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針に基づき大阪府と合同して規制・指導している。今後も引き続き、ダイオキシン類の実態把握に努める。

環境衛生

1 感染症対策

吹田保健所の指示に基づき、感染症患者の自宅等の消毒を行う。

年 度	赤 痢	腸チフス	コレラ	計
平成21(2009)	0	0	0	0
〃 22(2010)	0	0	0	0
〃 23(2011)	0	0	0	0

2 そ族昆虫駆除

(1) 駆除実施事項及び期間

駆除内容	期間 (月)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
蚊 ・ ハ エ 駆 除	←-----→												
ゴ キ ブ リ 駆 除	←-----→												
ユ ス リ カ 駆 除 対 策	←-----→												
ね ず み 駆 除	←-----→												
害 虫 駆 除 相 談	←-----→												

(注) 平成20年度 (2008年度) から駆除業務を業者委託とした

(2) 作業状況

年 度	薬剤散布延べ面積 (㎡)	汚泥草木処理量	補(死)そ数 (匹)
平成21(2009)	923,054.00	24,059袋	1,806
〃 22(2010)	683,540.00	21,437袋	561
〃 23(2011)	406,813.00	22,358袋	812

(3) 衛生・不快害虫駆除相談

蚊類、ハチ類、毛虫等の駆除及び室内害虫 (ダニ、アリガタバチ等) の同定調査及び駆除方法指導・相談

平成23度(2011年度)実績 846件

3 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく飼い犬登録及び狂犬病予防注射済票交付を実施している。

(単位：頭)

年 度	飼 犬 登 録 数	狂犬病予防注射済票交付件数
平成21(2009)	1,242	9,351
〃 22(2010)	1,044	8,950
〃 23(2011)	1,026	9,291

(注) 狂犬病予防注射済票交付事務は平成11年度(1999年度)まで大阪府が実施

平成23年度(2011年度)末飼い犬登録累計 14,130頭

4 猫の不妊手術に助成金

動物愛護のため、不幸なのなら猫を生まぬように、猫の避妊・去勢手術費用の一部助成 (一匹 5,000円) を行っている。

(単位：件)

年 度	助成件数
平成21(2009)	196
〃 22(2010)	199
〃 23(2011)	197

市営葬儀など

1 市営葬儀

(1) 市営葬儀料金

(単位：円)

区 分	飾付使用料		火葬場使用料 (市内)		霊きゅう自動車 使用料
	大 人	小 人	大 人	小 人	
仏式 { ゆり きく 神式	179,550	178,500	7,500	4,500	25,830
	108,150	107,100			
	108,150	107,100			
キリスト教式	108,150	107,100			

(注) 1 小人は12歳未満の者

2 本料金は平成24年(2012年)7月1日から適用

(2) 市営葬儀利用状況

年 度	葬 儀 対 象 件 数	利 用 件 数	利 用 率 (%)
平成21(2009)	2,066	184	8.9
〃 22(2010)	2,128	189	8.9
〃 23(2011)	2,283	149	6.5

2 やすらぎ苑 (火葬場)

(1) 施設概要

位 置	吹東町17番1号
敷地面積	9,511.88㎡
建 物	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	2,395.60㎡
設 備 規 模	
火葬炉	8基(2炉1系列方式)…台車式寝棺炉
焼却炉	1基(1炉1系列方式)…台車走行式
燃 焼 時 間	60分
炉 燃 焼 部	主燃炉、再燃炉方式
排ガス温度	200℃
通 風	強制通風方式
ガ ス 冷 却	外気吸入混合及び熱交換器方式
開設年月日	平成20年(2008年)10月1日

(2) 利用状況

(単位：人)

年 度	大 人	小 人	死 産 児	計	1 日平均
平成21(2009)	2,502	5	72	2,579	7.1
〃 22(2010)	2,847	14	62	2,923	8.0
〃 23(2011)	2,808	11	62	2,881	7.9

ごみ処理

1 ごみ収集対象戸数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)
区 分			
一般家庭(戸)	155,525	156,160	157,776

2 収集状況

(1) 収集方法

一般家庭から排出されるごみは12種分別収集を実施しており、①燃焼ごみは週2回定曜日各戸収集を、資源ごみ(②新聞、③雑誌類、④段ボール、⑤古布類、⑥かん、⑦びん)は月2回定曜日ステーション収集(⑧ペットボトル、⑨牛乳パックは拠点回収)を、⑩大型複雑ごみは月1回定曜日各戸収集を、また、⑪小型複雑ごみ及び⑫有害危険ごみは月1回定曜日ステーション収集をそれぞれ行っている。

収集の際の収集用容器として空きかん収集用コンテナ、空きびん収集用コンテナ、有害危険ごみ収集用コンテナをそれぞれ5～10戸ごとに1個貸与し、その設置及び保管は市民により行っている。

(2) 車両保有状況

平成24年(2012年)4月1日現在

区 分	型 式	積 載 量	台 数
ごみ収集車	ダンプ(ディーゼル)	3.5 t	3
	ダンプ(天然ガス車)	3.5 t	1
	プレス(ハイブリット)	3.5 t	8
	〃	2 t	4
	プレス(天然ガス車)	2 t	1
	トラック(天然ガス車)	3.5 t	2
人員輸送車	ステーションワゴン	8人乗り	2
巡回車	5人乗り		1
	5人乗り(ワゴン)		1
	6人乗り		5
	軽自動車		4

3 収集実績の推移

項目 区分	年 度	実働日数	延べ就労人員	処理戸数累計	延べ収集量 (t)
直 営	平成21(2009)	309	30,282	348,276	12,205
	〃 22(2010)	310	25,730	253,362	9,493
	〃 23(2011)	311	25,813	196,627	7,282
委 託	平成21(2009)	309	83,430	1,507,497	58,822
	〃 22(2010)	310	83,080	1,609,608	60,194
	〃 23(2011)	311	83,659	1,687,138	62,848
計	平成21(2009)	309	113,712	1,855,773	71,027
	〃 22(2010)	310	108,810	1,862,970	69,687
	〃 23(2011)	311	109,472	1,883,765	70,130

4 委託状況の推移

(戸数は各年度4月1日現在)

年度	区分	収集戸数	うち委託戸数	委託率 (%)	委託料支払額 (千円)
		一般家庭(戸)	一般家庭(戸)		
平成21(2009)		154,690	127,583	82.5	1,825,795
〃 22(2010)		156,160	140,024	89.7	1,796,876
〃 23(2011)		157,776	140,735	89.2	1,861,349

5 処理状況の推移

(単位：t)

年 度	資源循環エネルギー センター焼却量	破碎選別工場処理量
平成21(2009)	110,303	11,442
〃 22(2010)	108,175	11,656
〃 23(2011)	105,173	11,996

6 資源循環エネルギーセンターの概要

位 置	千里万博公園4番1号
供 用 開 始	平成22年(2010年)3月26日
敷 地 面 積	11,400m ²
建 築 面 積	7,481.20m ²
延べ床面積	21,194.18m ²
ごみピット	15,195.3 m ³
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート及び鉄骨造地下2階地上5階建
焼 却 能 力	公称能力 240 t / 24h × 2基
工 費	21,493,500千円
職 員	26人

特徴 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
 公害防止設備の完備
 灰溶融炉（49 t / 24 h × 2 基）の設置

・大気汚染防止対策

下表のとおり、法規制値を遵守するとともにそれよりも低い基準値を設定して、ごみを燃焼した時に発生する排ガス中の有害な物質を除去する設備を備え、大気汚染を防止する対策を講じている。

	法規制値	設計基準値
ばいじん	0.04 g / m ³ N	0.01 g / m ³ N
硫酸化物	6.61 m ³ N / h (60ppm)	10ppm
塩化水素	700mg / m ³ N (430ppm)	10ppm
窒素酸化物	250ppm	30ppm
水銀	4.14mg / m ³ N	0.03mg / m ³ N
ダイオキシン類	0.1ng - TEQ / m ³ N	0.05ng - TEQ / m ³ N

・水質汚濁防止

所内の排水は二段凝集沈澱処理や吸着塔等によって、重金属を取り除き、中和して下水道放流基準値以下に処理して下水道に放流している。

・臭気防止対策

ごみピット内の臭気は、ごみピット扉で外気と遮断され、燃焼用空気として焼却炉内に送られ、850℃以上の高温で分解処理され無臭となる。プラットホームで出入口のエアカーテンや脱臭装置を設置し、外部に臭気が流出しないようにしている。

・騒音対策

騒音源となる主要機器は屋内に設置し、消音器、遮音壁等で減音している。

・防じん対策

焼却後の灰は、密閉されたコンベアを通り灰溶融炉で溶融される。溶融後も密閉されたコンベアで運ばれ搬出されるので、飛散せず衛生的に処理される。

- ・灰処理

焼却灰や焼却飛灰は灰溶融炉のアーク放電によるジュール熱で約3,000～6,000℃の高温で溶融され、減容・無害化される。溶融された灰はスラグとメタルになる。

- ・水の再利用並びにスラグ等の有効利用

プラント排水は適正に排水処理された後、一部は床洗浄やプラントの水に再利用される。雨水は雨水貯槽にためられ植栽の散水に利用されている。また、スラグの一部とメタルは有効利用される。

- ・余熱利用による発電

ごみを燃焼した時に発生する熱を利用して、ボイラーで水蒸気を発生させ給湯及び発電を行っている。

発電能力は13,000KWであり、所内の需要を賄い、余った電力は売却している。

ごみ減量の施策

1 再生資源の集団回収実施団体に報償金を支給

(1) 目的 再生可能な古紙等の集団回収を実施している届出団体に対して報償金を支給し、ごみの減量と資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的として、昭和55年(1980年)4月から実施している。

(2) 対象団体 市内の自治会等各種団体で、古紙等の集団回収を定期的に行っている届出団体

(3) 対象品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、古布、古鉄・古銅等、酒・ビールびん等、各及び単価 1 kgにつき7円

(4) 実績

年度 区分	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)
交付団体数	437	447	453
参加世帯数	77,150	77,981	79,093
回収総量 (kg)	10,526,249	10,706,154	10,473,424
報償金交付額 (円)	73,683,743	74,943,078	73,313,968

2 生ごみ処理機器設置に補助金を支給

- (1) 目的 家庭から排出されるごみの減量と資源化を図ることを目的として、平成3年(1991年)9月から実施している。
- (2) 対象 ア 市内に住所を有している者。ただし、事業系ごみを排出する者を除く。
 (平成6年(1994年)4月1日から「共同で設置する者」も対象)
 イ 次に掲げる機器で、市長が適当と認めるものを市内に設置し、継続的に使用する者。
 (ア) コンポスター
 (イ) ボカシ肥容器
 (ウ) 電動式生ごみ処理機
 ウ 上記機器で作ったたい肥等を自ら処理できる者。
- (3) 補助金額 機器1台につき
 コンポスター・ボカシ肥容器 購入費用の2/3 (限度額 3,000円)
 電動式処理機 購入費用の1/2 (限度額 2万円)

(4) 補助台数

機器の利用世帯数	補助対象となる機器の台数
1世帯	コンポスター等2台以下又は電動式処理機1台
2世帯以上10世帯以下	コンポスター等2台以下
11世帯以上100世帯以下	コンポスター等5台以下
101世帯以上	コンポスター等10台以下

(5) 設置数

年度	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)
設置数	92	61	50
世帯数	81	61	46

3 その他の家庭系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、家庭系ごみの減量と資源化を図っている。

- (1) その他紙製容器包装の資源化の促進
- (2) 再生資源集団回収未実施団体や新規マンションに対し、集団回収取組の推進
- (3) 出前講座等によるごみ減量・資源化の啓発活動及び環境(ごみ)教育・学習の充実
- (4) 容器包装類の販売店自主回収の促進
- (5) 生ごみたい肥化講習会や生ごみしゃべり場の開催
- (6) 家庭系廃食用油の回収
- (7) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進

4 事業系ごみ減量推進事業

(1) 「多量排出占有者」に対する指導

毎月2トン以上のごみを排出する事業者を「多量排出占有者」とし、この占有者への指導として、

ア 減量目標値を設定した減量計画を定め、実施すること。

イ 廃棄物管理責任者を選任すること。

ウ 減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出すること。

の3点を行うことを定め、事業系一般廃棄物の排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者に対し、ごみの減量、排出の抑制等を目的に平成9年度(1997年度)から指導している。

(2) 事業所・商店等に対する要請

事業所、商店等から排出される事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、チラシ等によりPR活動を行っている。

(3) 廃棄される保存文書の資源化

事業所ごみの減量・リサイクルのモデル事業として、市施設から排出される紙ごみ(廃棄される保存文書等)の資源化事業を平成5年度(1993年度)から行っている。

(4) 「エコショップ」制度の普及・推進

簡易包装などごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる小売商店等について「エコショップ(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店)」の称号を使用してもらうことにより、広く消費者に支持される環境にやさしい店づくりを平成4年度(1992年度)から進めている。

申込みにより店頭に掲示する「エコショップマーク」シールを発行している。(大阪府リサイクル社会推進会議主催事業)

(5) その他の事業系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、事業系ごみの減量と資源化を図っている。

ア ダンボール等一般古紙の資源化の促進

イ 資源循環エネルギーセンター搬入ごみ検査

ウ 資源循環エネルギーセンター古紙・古布の回収BOXによる回収

エ 公共施設の刈り草の堆肥化等による減量の促進

オ 公共施設の紙類等の資源化の強化

カ 古紙リサイクルの促進(事務用古紙等)

キ イベントごみ処理ガイドラインを策定し、イベントで発生するごみの適正処理を推進

5 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱し、平成7年(1995年)11月に発足した。これからの循環型社会の形成に向けて、「一般廃棄物の減量のための市施策への協力その他の活動を行う」ことで、ごみの減量やリサイクルに対して、住民自らがボランティア活動として、その対策に積極的に取り組んでいる。平成17年度(2005年度)から推進員活動メニューを提示し活動内容を報告してもらう。平成24年(2012年)4月1日現在424人。

ごみの12種分別収集

本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理に日々を重ねている。これからの廃棄物処理事業は、ごみの発生を抑制するとともに、排出者の段階において、できるだけごみ質に応じて適切に分類し、これを分別収集して、廃棄物の減量化や再資源化を図りつつ、環境保全に留意して適正に処理するという内容でなければならない。

このため、破碎選別工場と循環型社会構築のためのシステムづくりを支援するための廃棄物再生利用総合施設を併設した資源リサイクルセンターを平成4年(1992年)11月1日に開設した。

ごみの再生利用を推進するためには「捨てればごみ、分ければ資源」といわれるように、市民一人ひとりが、ごみとして出す前に分別することが、重要な要件となってくる。

このため本市では、昭和63年(1988年)11月から平成元年(1989年)3月までの間、市内3地区約6,000世帯を対象に5種分別によるモデル収集を行ってきた。この結果をもとに、モデル地区住民に対しアンケート調査を実施し、一部収集方法等の改善を図った上で、平成元年(1989年)8月から5種分別収集の本格実施に踏み切り、平成4年(1992年)6月1日で全市に普及した。

その後、再生資源に回せる紙類が多いことから、5種分別の意識の向上と適正な排出によりごみの減量を図るために、平成15年(2003年)4月から家庭用ごみ袋無色半透明化を試行実施し、平成16年(2004年)4月から本格実施に入った。平成20年(2008年)から資源ごみを8分別している実態にあわせて、表現を「12種分別」とした。

1 12種分別収集の目的

廃棄物の資源化を促進し、排出段階で有害危険物を除去し、適正に処理して二次公害を未然に防止するとともに、分別をすることにより廃棄物の量を削減する。

2 分別排出区分

- ① 燃 焼 ご み 台所のごみ、草木くず、再生のきかない紙くず、繊維くず、革製品、木切れ等の可燃性物
- 資 源 ご み ② 新聞、③ 雑誌類、④ 段ボール、⑤ 古布類、⑥ かん(古鉄を含む)、⑦ びん、⑧ ペットボトル、⑨ 牛乳パック
- ⑩ 大型複雑ごみ 大型で収集運搬及び処理に特別な取扱いを要するもの
- ⑪ 小型複雑ごみ 選別、破碎等の前処理が必要な不燃性物及び可燃性物と不燃性物の混成品
- ⑫ 有害危険ごみ 電池類、水銀を使用している器具等の有害物、引火発火のおそれのある物、カミソリ等の危険物

3 収集システム

- (1) 燃 焼 ご み 週 2 回袋収集
- (2) 資 源 ご み 月 2 回ステーション方式で収集
(空きかん・空きびんは、専用コンテナで収集) (ペットボトル、牛乳パックは拠点回収)
- (3) 大型複雑ごみ 月 1 回収集
- (4) 小型複雑ごみ 月 1 回ステーション方式で有害危険ごみと同じ日に収集
- (5) 有害危険ごみ 月 1 回ステーション方式で小型複雑ごみと同じ日に専用コンテナで収集

4 ペットボトルなどの収集実績

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成9年(1997年)8月からペットボトルの収集を実施している。

- (1) 収集方法 拠点回収
- (2) 回収容器設置場所

平成24年(2012年)4月1日現在

ペットボトル	77か所
牛乳パック	32か所

(3) 収集量 (単位：t)

年度	平成21(2009)	平成22(2010)	平成23(2011)
区分			
ペットボトル	220.47	217.60	191.52
牛乳パック	4.86	6.00	5.70

5 特定家庭用機器（廃家電）処理量

(1) 市収集台数

年度 品目	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)
エアコン	0	0	0
テレビ	2	2	0
冷蔵庫・冷凍庫	0	2	0
洗濯機	0	0	0
計	2	4	0

(2) 不法投棄回収台数

年度 品目	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)
エアコン	4 (1)	4	0
テレビ	138 (9)	178 (8)	151 (6)
冷蔵庫・冷凍庫	65 (2)	58	59 (4)
洗濯機・衣類乾燥機	15	10	1
計	222	250	211

() 内の数字は、環境部資源循環室事業課回収台数、その他の不法投棄回収台数は、道路公園部の回収台数。

破砕選別工場・資源リサイクルセンター

位置 千里万博公園 4 番 3 号

敷地面積 9,244.9m²

建築面積 3,833.3m²

延べ床面積 10,580.9m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 5 階建

設備能力 85 t / 日 (5 時間)

事業費 8,391,796 千円 (用地取得費 1,638,396 千円を含む)

施設内容 1～3 階 破砕選別工場 ごみの破砕選別、資源・有価物の回収、有害・危険物の適正処理を行う。職員数 14 人

4～5 階 資源リサイクルセンター (運営：(財)千里リサイクルプラザ)

市民工房、展示室、保管庫、マルチホール、講義室、研究室、

生活学習室、会議室、あげますもらいますコーナー、事務室ほか

資源の再生 破砕選別工場では平成23年度(2011年度)は1万1,996 t のごみを処理し、5,592t を再生資源として回収した。資源化率は46.6%であった。資源ごみだけでなく、其他のごみからも多くの再生資源を回収している。

再生資源の内訳 平成23年度(2011年度)

種 類	資源化量 (t)
鉄 (スチール缶を含む)	1,045.48
アルミニウム (アルミ缶を含む)	98.94
カレット (6種類)	2,087.24
リターナブルびん (酒、ビール、ワインなどのびん60種類)	105.59
新聞	309.86
段ボール	558.00
雑誌その他	337.33
古布	431.51
紙パック	3.83
ペットボトル	191.43
その他再生資源 (売却分) (ビデオデッキ・ステンレス・モーターなど16種類)	30.92
酒類用コンテナ、小形二次電池・インクカートリッジ・鉛蓄電池 (無償分)	6.13
その他の再生資源 (逆有償分) (乾電池・蛍光管・その他色カレット)	380.10
くるくるプラザ再生品	5.26
合 計	5,591.62

※ 鉄から、その他再生資源 (売却分) までの売却金は4,695万1,762円

し尿処理

1 し尿収集対象戸数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)
一般家庭 (戸)	412	378	353
従 量 (件)	119	108	99

2 収集及び処理状況

(1) 収集方法

平成16年(2004年)4月1日より収集形態を一部委託から全面委託とし、2週間に1回定日収集しているほか、浸水等によるものは申込みにより随時収集している。

(2) 処理方法

化学処理場廃止 (平成16年(2004年)3月31日) に伴い、市域内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は同年4月1日より全量下水処理場へ流注して処理をしている。

3 収集処理実績の推移

年 度	実働日数	延べ就労 人 員	延べ処理 戸 数	延べ収集量 (kℓ)	終 末 処 理	
					農家還元	化学処理
平成21(2009)	261	692	13,150	1,052	0	0
” 22(2010)	261	763	12,655	926	0	0
” 23(2011)	261	683	11,750	839	0	0

4 委託状況の推移

(戸数は各年度4月1日現在)

年 度	収 集 戸 数		う ち 委 託 戸 数		委 託 率 (%)	委託料 支払額 (千円)
	一 般 家 庭 (戸)	従 量 (件)	一 般 家 庭 (戸)	従 量 (件)		
平成21(2009)	427	134	427	134	100.0	29,703
” 22(2010)	412	119	412	119	100.0	27,638
” 23(2011)	378	108	378	108	100.0	27,638

一般廃棄物処理手数料

1 手数料

平成24年(2012年)7月1日現在

一般廃棄物の種類等	手数料
1 次項から第4項までに掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物	(1) 市長が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの ア 軽トラックで運搬することができる量以下であるときは、2,500円 イ アに規定する量を超え、2トン車で運搬することができる量以下であるときは、5,000円 ウ イに規定する量を超え、3.5トン車で運搬することができる量以下であるときは、7,500円 エ ウに規定する量を超えるときは、アからウまでに定める額を基準として市長が定める額
	(2) 市長が指定する工場又は中継地へ排出者が搬入し、市長が処分するもの 10kgまでごとに70円（事業系一般廃棄物にあつては、105円）
2 特定家庭用機器	(1) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫（それぞれ内容積が250リットル以上のものに限る。） 1台につき5,000円
	(2) 前号に掲げる機器以外の特定家庭用機器 1台につき3,500円
3 し尿	(1) 市長が収集し、運搬し、及び処分するもの ア 臨時に設置された施設から収集するものにあつては、50リットルまでごとに400円 イ アに掲げるもの以外のものにあつては、月500リットルを超える50リットルまでごとに400円
	(2) 市長が指定する処分地又は中継地へ搬入し、市長が処分するもの 50リットルまでごとに150円
4 犬、猫、その他の小動物	1個につき2,000円

備考 この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

2 手数料収入

(単位：円)

年度 区分	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)
ごみ	298,866,190	289,711,036	274,695,050
し尿	3,094,430	2,580,110	2,531,830